

第六二回

参第一号

公害に係る健康上の被害の救済に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 健康診断（第三条）

第三章 医療費の支給等（第四条 - 第十一条）

第四章 資金の貸付け（第十二条 - 第十五条）

第五章 費用（第十六条・第十七条）

第六章 雑則（第十八条 - 第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公害に係る健康上の被害に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給、更生及び生計維持のための資金の貸付け等による救済制度を定め、もつて公害に係る健康上の被害の救済の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「認定患者」とは、第四条第一項第一号の認定を受けた者をいう。

3 この法律において「認定障害者」とは、第四条第一項第二号の認定を受けた者をいう。

第二章 健康診断

第三条 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長とする。以下この条において同じ。）は、公害委員会規則の定めるところにより、次条第一項の指定地域その他健康に係る公害の生じていると認める地域を実施区域として、同項の指定疾病その他公害に係る疾病につき健康診断を行なうものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断を行なつたときは、公害委員会規則の定めるところにより、健康診断に関する記録を作成し保存するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行なうものとする。

第三章 医療費の支給等

（認定）

第四条 次の各号の一に該当する者は、都道府県知事に申請して、その旨の認定を受けることができる。

一 指定疾病にかかっている者でその疾病にかかったことが当該指定疾病に係る指定地域に存する公害原因（公害の原因である大気汚染等をいう。以下同じ。）による被

害であると推測するに足る相当の理由のあるもの

二 指定疾病に起因する政令で定める身体上の障害のある者でその疾病にかかったことが当該指定疾病に係る指定地域に存する公害原因による被害であると推測するに足る相当の理由のあるもの

2 前項の「指定疾病」及び「指定地域」とは、公害委員会が、次の各号に掲げる事項を考量して、特定の疾病が特定の地域（水域を含む。）に存する公害原因によつて生じたものと推測するに足る相当の理由があると認める場合において指定するその疾病及び地域をいう。

- 一 当該疾病が当該地域と生活上密接な関係を有する者に多く発生する傾向
- 二 当該疾病が当該地域に存する公害原因によつて生ずることの科学的蓋然性

3 第一項の認定に関し必要な事項は、公害委員会規則で定める。

（医療費の支給）

第五条 都道府県知事は、認定患者又は認定障害者が当該疾病又は障害につき、都道府県知事が次条の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）から次項に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から同項に規定する医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要する費用の額を限度として、医療費を支給する。ただし、当該疾病又は障害につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百四十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（以下「社会保険各法」という。）その他政令で定める法令の規定により医療に関する給付を受け若しくは受けることができたとき、又は当該医療が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他の法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要する費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（社会保険各法の規定による医療の現物給付を受け又は受けることができたときは、当該医療の現物給付に関する当該法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前項の規定により医療費を支給する医療の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学上の処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

- 3 第一項の医療に要する費用の額は、健康保険の診療方針の例によつてする診療につき健康保険の診療報酬の例により算定した額とし、障害についての医療に関し、これによることができないとき及びこれによることを適当としないときは、厚生大臣の定めるところにより算定した額とする。ただし、その額が現に要した費用の額をこえるときはその現に要した費用の額とする。
- 4 認定患者又は認定障害者が指定医療機関から医療を受けた場合においては、都道府県知事は、医療費としてその者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があつたときは、当該認定患者又は認定障害者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。
- 6 認定患者又は認定障害者が、当該疾病又は障害について社会保険各法の規定により指定医療機関であるその医療取扱機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に関し都道府県知事が第四項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(指定医療機関)

第六条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第四項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

- 2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 3 都道府県知事は、指定医療機関に前条第四項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第七条 都道府県知事は、第五条第四項の規定による支払をすべき額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

- 2 都道府県は、第五条第四項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求等)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の規定により医療費を支給するについて必要があ

るときは、当該医療を行なった者又はこれを使用する者に対し、その行なった医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、第五条第四項の規定による支払のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。
- 3 指定医療機関の管理者が、正当な理由がないのに、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定医療機関に支払うべき費用の支払を一時差し止めることができる。

(医療手当の支給)

第九条 都道府県知事は、認定患者又は認定障害者が当該疾病又は障害につき第五条第二項に規定する医療を受けている場合においては、政令の定めるところにより、その者に対し医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第十条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、在宅の認定患者及び認定障害者で当該疾病又は障害により介護を要する状態にあるものに対し、その者の受ける介護の充実に資するため、介護手当を支給する。

(弔慰金の支給)

第十一条 都道府県知事は、認定患者が当該疾病により死亡した場合においては、政令の定めるところにより、その者の遺族に対し弔慰金を支給する。

- 2 前項の遺族の範囲は、死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。
- 3 第一項の遺族の順位は、前項に規定する順序による。
- 4 同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

第四章 資金の貸付け

(資金の貸付け)

第十二条 都道府県は、認定患者及び認定障害者に対し、政令の定めるところにより、その更生及び生計の維持を援助するため、次の各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 三 認定患者又は認定障害者及びその者によつて生計が維持されていた者の生計を維持するのに必要な資金で当該認定患者又は認定障害者が当該疾病又は障害につき医療を受けている期間に係るもの

(償還の免除)

第十三条 都道府県は、前条の規定による貸付金の貸付けを受けた者の死亡、身体機能の著しい低下その他政令で定める事由により貸付けの償還が著しく困難となつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(特別会計)

第十四条 都道府県は、第十二条の規定による貸付金の貸付けを行なうについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金、貸付金の償還金(当該貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ。)及び附属雑収入をもつて歳入とし、貸付金及び貸付けに関する事務に要する費用をもつてその歳出とする。

3 前項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、同項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済みとなつたものの二分の一に相当する額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付け)

第十五条 国は、都道府県が第十二条の規定による貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、第十二条の規定による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、国に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付けの手續に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 費用

(支弁)

第十六条 都道府県は、健康診断(保健所を設置する市の長が行なうものを除く。)医療費、医療手当、介護手当及び弔慰金の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定(第四章に係るものを除く。)により都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用を支弁する。

2 保健所を設置する市は、その長が行なう健康診断に要する費用を支弁する。

(負担)

第十七条 国は、前条の規定により都道府県及び市の支弁した費用の八分の六を負担する。

2 都道府県は、前条第二項の規定により市の支弁した費用の八分の一を負担する。

3 市町村は、前条第一項の規定により都道府県の支弁した費用のうち当該市町村の住民

に係るものの八分の一を負担する。

第六章 雑則

(公害医療に関する研究及び助成)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害に係る疾病に関する医療の研究に努めるとともに、医療関係機関に対し、公害に係る疾病に関する医療の研究につき必要な指導及び援助、補助金の交付その他の助成措置を講ずるように努めなければならない。

(受給権の保護)

第十九条 この法律により金銭の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第二十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(審査請求)

第二十一条 都道府県知事が第四条第一項の規定によつてした処分についての審査請求は、公害委員会に対してするものとする。

(損害賠償請求権)

第二十二条 国、都道府県及び市町村は、第五条、第九条又は第十条の規定による医療費、医療手当又は介護手当の支給が行なわれた場合において当該支給を受けた者が当該疾病にかかったことについて第三者に対して損害賠償請求権を有するときは、当該支給に要した費用についてそれぞれが負担することとなる額を限度として当該損害賠償請求権を取得する。

2 第五条、第九条又は第十条の規定による医療費、医療手当又は介護手当の支給を受ける権利を有する者が第三者から当該疾病にかかったこと又は当該障害の生じたことについて損害賠償を受けたときは、都道府県知事は、その価額の限度で、これらの支給をしないことができる。

(実施命令)

第二十三条 この法律に特別の規定があるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十四条 第三条の規定による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知ることができた人の秘密を正当な理由がないのに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第五条第二項に規定する医療を行なつた者又はこれを使用する者が、第八条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がないのにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がないのに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし

たときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(地方財政法の一部改正)

- 2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 公害に係る健康上の被害の救済(認定患者の死亡に係る弔慰金の支給を含む。)に要する経費

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

- 3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」の下に「、公害に係る健康上の被害の救済に関する法律(昭和 年法律第 号)第七条第一項」を、「被爆者一般疾病医療機関」の下に「若しくは指定医療機関」を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」の下に「、公害に係る健康上の被害の救済に関する法律第七条第二項」を、「一般疾病医療費」の下に「若しくは医療費」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

- 4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 公害に係る健康上の被害の救済に関する法律(昭和四十四年法律第 号)を施行すること。

理 由

公害に係る健康上の被害の救済の円滑な実施を図る等のため、健康に係る公害の生じている地域における健康診断、公害に係る健康上の被害者に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給並びにその更生及び生計の維持を援助するための資金の貸付けの制度を設けるとともに、公害に係る健康上の被害者の死亡につき弔慰金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約七億四千万円の見込みである。